

家庭科の成立過程研究

—1940年代の家庭科—

福 原 美 江

A Study on the Formation of Homemaking Subject

Yoshie Fukuhara

I 研究の目的と方法

本稿は、別の機会に発表した「家庭科の成立過程研究」¹⁾の、いわば前史的位置を占めるものである。

前稿では、戦後、家庭科が新設される過程を対象にして、おもに『學習指導要領・家庭科編（試案）』（1947年5月）の作成過程と、その性格、および新教育における教育実践の実態などを考察した。そこでは戦後教育改革の理念に照して検討した結果、戦後の家庭科は、戦前の家庭科的教科（たとえば家事科、裁縫科など）と比較するならば、教科観としては非連続的な性格をもちあわせていたが、その教育内容（たとえば、學習指導要領の指導内容、文部省著作国定教科書など）と、教育実践の実態から分析的に検討すると、戦前の家庭科的教科の内容を継承した部分が多く、内容的には連続しうる側面を包含していることが明らかになった。

このような、家庭科の教育理念と教育内容の相対的な乖離という矛盾を内包した戦後家庭科を成立せしめた要因は、戦前の家庭科的教科の性格と内容を意図的に継承しようとした日本側の家庭科関係者と、C·I·Eによるアメリカ的家庭科教育の指導理念・教科の性格づけの相違などによるものであって、そのため両者の折衷案が採られたからであった。

ところで、本稿では、戦前の家庭科的教科の教授要旨・教授要目や教育実践の実態などについて通史的にとりあげるのではなく、戦後家庭科との直接的関連を調べる目的で、1940年代の家庭科的教科の性格と教育内容との連続的、あるいは非連続的側面を明らかにすることを研究対象に限定することにした。ただし、国民学校家事科、裁縫科、高等女学校における家政科、青年学校における家庭科などの成立過程の詳細は稿を改めることにする。

本稿では、まず戦時下における教科課程、とくに初等・中等教育における家庭科的教科の教育理念・教科の性格、および教育内容を検討し、その特質を明らかにするとともに、戦後家庭科新設の構想が生まれる過程で教育理念・教科の性格・教育内容のどこをどのように改革しようとしたか、具体的には削除したもの、継承したものと、その教育的根拠を明らかにしたい。

資料としては、日本側家庭科関係者の改革案を用いたが、家庭科研究の資料としては従来使用されていないものである。新しい資料に接して改革の経過がさらに明確になったため、前稿につづいて補足しておくことにした。

なお、戦前と戦後では教科の名称は異なっているが、戦前と戦後を通して共通の教科名としては「家庭科的教科」と表現しておく。また、今日では「教育課程」という用語が用いられているが、本

稿では当時使用されていた「教科課程」という用語を使用することをおことわりしておく。

II 戦時下における教科課程

1. 教科課程の編成原理

教育の戦時の再編成は、1930年代の後半に急速に強化され、1937（昭和12）年、教育審議会が設置された。この審議会の答申をうけて、初等・中等教育の戦時の再編・強化が実現するところとなり、その具体化として、41年3月、国民学校令および国民学校令施行規則が公布された。国民学校令は、その目的を「皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ為ス」と規定し、「肇國の精神を奉体して皇運を扶翼し奉る精神と、その実践」²⁾とが中核理念とされた。

ところで、国民学校の制度的な特色は、従来の小学校にかわり、(1)国民学校という名称を採ったこと、(2)修業年限を8カ年（ただし年限延長は実現しなかった）とし、これを義務制にしたことにある。前者については、「新体制教育の第一歩」として国民学校と改名されたもので、皇國育成にむけての国民教育であり、それはまた、「国民全般に共通且つ平易な教育を意味し、かかる教育の上に他の一切の教育は行われ、かかる教育により人格発展の基礎」³⁾を築く普通教育でもあった。また、後者の義務教育年限の延長は、「極めて重大なる意味をもつて画期的な改正」⁴⁾と示され、その意図は、第1には、青年前期（国民学校高等科の2年間）の教育は、児童の心身の上に一生涯を左右するほどの重大な影響を及ぼし、國家の進展特に国防能力の増進と産業の振興とに寄与する指導が緊要であること、第2には、国民学校の趣旨に基づく教育内容の根本的改革には、従来の6カ年の義務制では不足であるというものである。⁵⁾つまり、国家の軍事的要求の緊急性と、教育内容の抜本的改革の前提という国家的要請に依る「改正」であった。

このような二つの制度的特色を支える改革の主眼は、教育理念・教育内容・教育方法についての抜本的改革にあった。従来の教育が「自由主義的な個人主義的な思想の根底に立って居り、知的抽象的に墮する弊」のあったことを批判し、それを改め「我が國の國体に溯源せる教育の精神を徹底し、一切の教育を皇國の道の修練に統合帰一せしめる」（傍点は原文のまま）こと、さらに児童本位の教育を排撃して、「児童の全能力を鍛磨し、体力、思想、感情、意志等、児童の精神及び身体を全一的国民的に育成する」方法（鍊成）が示されるところとなった。⁶⁾

その結果、この国民学校の目的・教育内容・教育方法の実施にあたり、教科・科目の統合、再編が行なわれた。国民学校における教科の統合は、皇國鍊成にむけての必須不可欠な資質に対応するためであり、その資質は、(1)国民精神を体認し、國体に対する信念を確立し、皇國の使命に対する自覚、(2)生活を数理的科学的に処理し、創造し、国運の発展に貢献する資質、(3)闘争剛健なる心身と、献身奉公の実践力、(4)高雅な情操と、芸術的技能的な表現能力を有し、国民生活を充実する力、(5)産業の国家的意義を明らかにし、勤労を愛し、職業報國の実践力、の5つに大別された。そしてそれに対応して、(1)国民科、(2)理数科、(3)体鍊科、(4)芸能科、(5)実業科の5教科で編成されることになった。

この編成原理によれば、教科成立の根拠は、「學問の区分でもなければ、学科の種類でもなく皇國の道を修練せしめて皇國民たるの資質を鍊成せる教育内容の大分節」⁷⁾という当面の政治目的に対応するものであった。

また、中等諸学校の教育は、国民学校令に示された根本方針をうけて、「中堅皇國鍊成」をその主旨とし、43年1月に中等学校令として公布された。この中等学校令では、特に「女子ニ在リテハ母

性ノ涵養、婦徳ノ涵養ニカムルコト」を留意点として掲げている。このような主旨にしたがって、女子を対象とする高等女学校は、「家の本義を根拠とする皇国女子鍊成」(高等女学校規定、43年3月)を目的とする方針を明らかにしている。

高等女学校の教科課程は、教科と修練に分けられ、教科は、国民学校と同様に統合を図り、国民科、理数科、体鍊科、家政科、芸能科の5教科を基本教科とした。この教科編成の原理は、国民学校教育の教科組織を基礎とし、「更にこれを拡充・強化し、中堅国民として必須なる陶冶の分野」⁸⁾にしたがって定められた。

ここで、国民学校の教科組織と関連して、次のことを指摘しておく必要がある。それは、国民学校においては、家事、裁縫は芸能科の1科目として位置づけられていたが、高等女学校においては、芸能科から分離・独立させて家政科をあらたに設置したことである。国民学校および高等女学校のいずれの場合においても、教科の分類は皇国民鍊成のための資質によって大別した。とくに高等女学校において家政科を1教科として独立させた根拠がどこにあったか。そしてそれはどのような資質を期待するためであったかといえば、「皇国女子としての徳操識見並情操を陶冶し、温良貞淑にして質実を尚ぶの気風を作興し、眞に日本婦人として必要な資質」⁹⁾の鍊成が強調され、とくに家政科では「女子の職分とする所を直接の内容として主婦たり母たるの資質」¹⁰⁾に依るものとされた。ここでいう女子の職分とは、ひとつには「どこまでも家を護り通じて國を報ひる」という、家族制度の護持と報國の精神を涵養すること、またふたつには、単にそれだけでなく、「國家の要請に応へ家をのりこへて國土の防衛に生産の強調に挺身すべき」¹¹⁾職分を意味し、家政科は、齊家奉公を第一義とする戰時下家庭生活の国家的重要性に依拠して設置された。したがって、高等女学校における家政科は、教科課程の中核に位置づけられ、他の教科は「究極において家政科の目標とする所に歸一するのであって、その意味において何れも家政科的性格を併せ有する」¹²⁾(傍点は引用者)という、皇国家政・皇国女子教育の性格を新たに打ち出したといえる。

また、青年学校の家庭科についてであるが、青年学校は、1935(昭和10)年4月に発足し、その目的は「男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」(青年学校令第1条)ことにあるとされ、普通科(2年間、尋常小学校卒業者入学)、本科(男子は5年間、女子は3年間、高等小学校卒業者入学)、および研究科(1年間、本科卒業者入学)を置くこととした。つづいて同年8月、教授及訓練科目要旨を定め、(1)忠君愛國・献身奉公の心操を確立し、(2)向上の精神と潤達なる気風及び豊かな情操を養い、(3)強固なる意志と強健なる身体を育成し、(4)創造・勤労・生業に励む習慣を養うために、(5)實際生活に即して知能を啓發すべきであるとしている。このような目的と要旨をもった青年学校は、「国民青年期を国家的に管理する機関」であり、「青年大衆の国家的管理を継続せしめる」¹³⁾という性格を明確にしている。

青年学校の教授及訓練科目の編成は、普通科および本科ともに、修身及公民科、普通学科、職業科、体操科が課せられ、とくに女子には「家事及裁縫科」が1教科としておかれ、その要旨は「知識技能ヲ修練セシメ兼ネテ堅実ナル家庭生活ヲ營ムノ能力ヲ得シムル」(「青年学校教授及訓練科目要旨」35年8月)と示された。教授内容は、従来の家事科と裁縫科を区別することなく、被服・食物・住居・衛生看護・育児・敬老・一家の経済、の7項目が編成された。その後、39年4月から男子青年に対する義務制が実施されることになり、青年学校令も改正された。この改正によって、教授及び訓練科目の編成については変化していないが、従来の「家事及裁縫科」は「家庭科」として統合されることになり、その要旨は「我ガ国ノ家庭生活、我ガ国風ノ横溢シタル家庭ヲ立派ニ管理スル識見ト能力ト

ヲ修練」（「青年学校施行規則」39年4月）させるにあり、家庭生活の管理能力の育成をうち出している。また、この時点で「家庭科」という名称が教科課程史にはじめて登場することになった。したがって戦後家庭科は、名称のうえからだけでなく、教育内容の面でも青年学校家庭科から一定の影響を受けたことは否めない。この点については後述するが、ここでは青年学校において、「家事及裁縫科」から「家庭科」への科目統合化の根拠について考察しておく。

教科編成の統合化は、前述のように国民学校や高等女学校においてもみられたが、家事科と裁縫科を統合して「家事及裁縫科」や、とりわけ「家庭科」と称したことは教科課程史上、注目すべきことである。この統合化の根拠は、第1には、青年学校の要旨に対応している。「動もすれば科学的合理的生活のみが尊重された結果として家庭生活の欧米化を招來した」家事教育を改め、「日本精神が家庭生活の中核をなす」ためには、「在來の学科目を寄せ集めた」名称は改められねばならないというものである。¹⁴⁾ 第2には、青年学校の性格規定にかかわっている。つまり青年学校は「職業及実際生活ニ須要ナル知識技能」（傍点は引用者）を授けることを目的としている。したがって、家事及裁縫科では職業としての家事や裁縫についての「知識技能ヲ修練セシメ」とともに、他方ではこれらの知識・技能を青年女子の実際生活である「家庭生活ヲ営ム」ための能力育成としても意図されているものである。たとえば、家事科と裁縫科が独立している場合は、「家事科は徒らに理想を説いて現実生活から遊離し、裁縫科はお針屋さん化する」傾向があり、「女子教育の中心学科目をなす両科の教育上洵ニ遺憾に堪えない」¹⁵⁾と指摘されている。これは青年学校生徒が勤労青年であることから、「実践化し得ない多くの知識技能を得しめることよりも、少しにてもその知識、技能を体得し、習熟せしめる」¹⁶⁾ことが重視され、教科の家庭生活化という実用主義を根拠としているといえる。

さらに、「家庭科」と名称変更したことも、以上のような教科観を踏襲しているわけであるが、その目的は「我が國ノ家庭生活、我が國風ノ横溢シタル家庭ヲ立派ニ管理經營スル識見ト能力トヲ修練セシメ」（傍点は引用者）ることが示され、「家事及裁縫科」に比較して、家庭生活の管理経営能力の養成が強化されるところとなった。

第3には、男子青年の義務制実施の主旨に対応した側面がある。義務制青年学校は「国民精神ヲ振作シ、体位ヲ向上シ、産業ノ振興地方開発ニ寄与スルト共ニ国防ノ根基ヲ培フ」（「青年学校義務制実施ニ關スル件」38年7月、傍点は引用者）ことが明記され、軍部からの軍事能力養成の要求、実業界からの労働力資質向上の要請、政府からの皇国主義イデオロギー注入の要請等にこたえて成立した。男子青年の軍事力・労働力養成としての青年学校は、女子青年にとっては、戦力としての軍事力や労働力を育成し、増強する培養基としての家庭生活を管理経営する能力を養成することが意図されていたといつてよい。たとえば、青年学校に示された「堅実ナル家庭生活」とは、(1)身分相応な生活となり、分度生活を確立し得る能力、(2)高尚にして日本のなる趣味を持ち、家庭生活に潤いを与える力、(3)我が國古来の家族精神——国家的民族的精神の基礎たる——の旺盛した道徳的家庭生活¹⁷⁾を意味し、高度国防国家体制を支える精神的支柱としての「婦徳の涵養」と、労働力を補強し保護するための「経営管理能力」の養成で貫かれていた。

このようにみてくると、統合された家事及裁縫科や家庭科は、衣食住についての勤儉節約を軸とする、「科学」化と「生活」化をはかる実用主義的「合理」化の立場を探っていたこと、および戦力増強・拡大に対応して皇国女子としての資質、すなわち女子徳性の涵養と家族制度を維持し強化する能力——家庭生活の管理経営能力——が期待されていたことがわかる。ところが、このような教科観の基本には、次のような対立した異質の側面を内包している。一方では軍事力としての労働力の増強と拡大は、必然的に体力・体位の向上——肉体的拡大再生産——を機能するところとなり、この限りにお

いては、衣食住の内実も拡充・向上されねばならない。しかしながら、他方では軍事力としての労働力再生產を強制的に機能させられている家庭生活の内実は、縮少再生產を含意する勤儉節約を強要させられるという矛盾した側面である。このような背反的非合理的な内容編成は、国防国家体制の要求する人的・物的資源の確保を支えるうえでは、矛盾なく統一させられ、婦徳の涵養を内実とする良妻賢母イデオロギーと家族国家観の補強を媒介にして、正統化され合理化されたといえる。この統合化的科目編成への移行が、家庭科的教科の戦時再編成として遂行され、前述した意味における家庭生活的管理経営能力の養成が家庭科のねらいとして確立されたといえよう。

このような編成原理が、戦後家庭科の成立過程における日本側家庭科関係者の家庭科擁護と存続の有力な根拠となって表面していくが、この点については、前稿で指摘したとおりである。

2. 教育内容の傾向

戦時下における初等・中等諸学校の教科課程編成の原理は、以上のとおりであるが、次にこの編成原理に即して教育内容について考察しておく。

(1) 国民学校の家事・裁縫科教育

すでに述べたように、国民学校の家事・裁縫科は芸能科の科目として組織された。この国民学校芸能科は、「技能とともに精神を訓練し、技と心を一つ」にし、「心身を一体として働く」¹⁸⁾教科であり、単なる知的または身体的な教科とは異なる特色をもたらしている。このような教科観をもつ芸能科に、家事・裁縫科を統合した理由は、「心身を一体」とするために、基礎的訓練と婦徳の涵養とを統一してこそ達成されるという点にあった。とくに家事・裁縫科は、将来の母や主婦としての「実務を修練」する教科であり、芸能科に属する他の科目（音楽、習字、図画、工作）とは異なり、「女子にとって極めて大切な教科」¹⁹⁾として組織されることになった。

次に、家事・裁縫科の教科観——性格・内容・方法——の特質を検討したい。

まず、国民学校令施行規則（41年3月）では、次のように教授要旨を定めた。

第18条 芸能科裁縫ハ普通ノ衣類ノ裁縫ニ習熟セシメ衣類ニ関スル常識ヲ養ヒ婦徳ノ涵養ニ資スルモノトス
(以下略)

第19条 芸能科家事ハ我が国家庭生活ニ於ケル女子ノ任務ヲ知ラシメ実務ヲ習得セシメ婦徳ノ涵養ニ資スルモノトス
(以下略)

この教授要旨によれば、裁縫科は、①裁縫技能の習熟、②衣類についての常識、③婦徳の涵養、また家事科は、①家庭生活における女子の任務、②実務の習得、③婦徳の涵養、とそれぞれ三つの主なねらいで構成されているが、両科目とも、①と②に関しては家庭生活における女子の実務の習得を対象とし、③に関しては、婦人特有の美德（淑やかさ、和らかさ、落ちつき、忍耐等）を養うこととし、家事遂行の技能と修身主義の結合という伝統的な教科観がみごとに示されているが、家事・裁縫科の思想的背景には、家庭生活における次のような女子の任務の国家的期待が基調になっていた。

そのひとつは、一家の存続発展がひとしく国家の存亡にかかわり、子供を生み育てることが母としての任務であること、ふたつには、皇國女子にふさわしく祖先の祭事と衣食住にわたる家政を遂行する主婦としての任務である。いいかえれば、家族制度の維持と皇国家政の護持に即して、家庭生活を国家に従属させる齊家報国と良妻賢母イデオロギーを包摂する家族国家観が如実に反映されていた。

このような国家的任務を教化する家事・裁縫科の内容は、「初等科裁縫」（4・5・6学年、各学年とも週2時間）では、運針・簡単な衣類の裁ち方・縫い方・繕い方、「高等科裁縫」（各学年5時間）では、運針・簡単な衣類の裁ち方・縫い方・繕い方・材料の選択・整理・保存・衣類に関する常識、また「高等科家事」（各学年5時間）では、祭事・敬老・育児・食物・衛生・看護・家計などで構成さ

れた。初等科においては「裁縫」のみで、総時数（31～33時間）の6.1～6.5%であるが、高等科においては、「裁縫」と「家事」をあわせて約28～30%を占め、芸能科の中ではほぼ7割を家事・裁縫科に充当していることからもその重要性が指摘できる。

また、家事・裁縫科の教材の取扱いについて、次のような留意事項を掲げている。

<家事科>

- 一 裁縫ト相俟チ家ヲ齊ヘテ国ニ報ズルノ精神ヲ涵養スルコト
- 二 国民科トノ関連ニ留意シテ礼法ヲ重ンジ我ガ国家庭生活ニ於ケル醇風美俗ノ維持発揚ニ力メル
- 三 理数科トノ関連ニ留意シテ家事ヲ科学的ニ処理スルノ態度ヲ養ヒ家庭生活ノ充実改善ニツキテ指導スル
- 四 艱ヲ重ンジ勤労ノ習慣ヲ養ヒ節約利用、清潔、整頓ニツキテ訓練スル

<裁縫科>

- 一 家事ト相俟チ家ヲ齊ヘテ国ニ報ズルノ精神ヲ涵養スルコト
- 二 日常所用ノ材料ヲ用ヒ土地ノ情況ニ適切ナル指導ヲナシ節約利用ノ習慣、工夫考案ノ力ヲ養フニ力ムル
- 三 艰ヲ重ンジ姿勢態度ニ留意シ用具ノ適切ナル使用竝ニ整理ニツキテ訓練スルコト

ここで、教材の取扱いについて強調していることは、すべての教材は齊家報國の観点から選択し、家庭生活の合理化で貫かれている。いうまでもなく、ここでいう国民生活と家庭生活のかかわりは、「各家庭に於ける衣食住の問題は、直ちに國家の経済政策、食糧政策の問題であり、家族の保健衛生の問題はとりもなおさず国民体位の問題」²⁰⁾であり、国民生活と家庭生活とは統一的に把握され、国防国家体制に順応した非合理的・犠牲的精神を媒介とした「合理化」にほかならない。

このような教材の編成方針は、教科書においてどのように反映されていたか。まず、文部省著作の国定教科書の目次を掲げると次のとおりである。

『初等科裁縫・上』(1942年)

よい身なり、食事用ひざかけ、机ふき、糸くづ入れ、お手玉・針さし、せんたく、手さげ袋、前かけ、着物のしまつ、袋・机おほひ、下ばき、針くやう、べんとう包み、運針記録

『初等科裁縫・中』(1943年)

私の着物、織物、シャツ、寝冷え知らず、寝まき・小ぎれの利用、中着・帽子・ミシン、運針記録

『初等科裁縫・下』(1943年)

うは着、織物、せんたく、じゅばん、虫干し・ふろしき、作業前掛、たび・靴下のつくろひ、衣類生活、運針記録

『高等科裁縫・上』(1944年)

国民生活と衣類、衣類の材料、単長着、まる洗ひ、幼児用前掛、もんぺ、解き洗ひ、標準服、作業用小物、足袋の類、うは着、毛織物の手入れ

『高等科裁縫・下』(未刊行)

『高等科家事・上』(1944年)

わが家の家と女子、祭事、敬老、日常生活と保健、住居、燃料、保健と栄養、台所用具とその扱い方、日常食品とその調理、一家の経済、日常生活の向上

『高等科家事・下』(未刊行)

このような教科書の内容構成に関して、とくに裁縫科については次の3点に特色がある。

第1には、裁縫科のねらいは技能の習得を第一義とするが、「よい身なり」「せんたく」「私の着物」「衣類生活」「衣類の材料」などの、いわゆる国民学校以前の家事科の内容が裁縫科に編成されたことである。しかしながら、第2には、これらの家事的内容を除いては、製作する作品名が教材名として表現されている。したがって、第3には、製作品（題材）の配列順序は必ずしも児童の裁縫技能の難易度や被服構成原理のうえからは系統づけられていないことである。このような内容構成が含意するものは、裁縫技能を習得するためには多種類の作品を反復的に製作することであり、技能習得という目的実現のために裁縫題材配列の「基準」があり、家事的内容の導入は、家事と裁縫の内容を相対的・形式的に整理したものにすぎない。

(2) 中等諸学校の家政・家庭科教育

すでに述べたように、高等女学校における家政科独立の根拠は、主婦および母としての資質を鍛成することにあったが、この家政科の目標と内容は、従来の家事科と裁縫科との統合ではないとされた。したがって、科目としては家政・育児・保健・被服の四つで編成され、それぞれの科目は、「個人主義を根拠とする歐米の家族觀並にそれに基礎を置く一切の内容はこの際徹底的にこれを排除して」²¹⁾、国家の要請に応えるために次のように示された。

- <家政> 女子ノ任務、祭事・敬老、住居及燃料、家庭ノ経済、子女ノ教育
- <育児> 育児ト母、乳幼児心身ノ発達ト保育、疾病、予防、手当、母子養護
- <保健> 国民保健ト家庭生活、食物・栄養ト調理、疾病、予防、家庭看護、救急処置
- <被服> 被服ノ使命、被服材料、被服ノ裁縫、編物、被服整理

このような家政科の内容編成の特色として指摘できることは、第1には、家政科全体の時間数は、総授業時数35~36時間（ただし基本教科のみ）のうち、6~8時間を占め、国民科に次いで多く配当されていることである。第2には、家政科の各科目編成は、基本教科においてその%が被服に充当されていること、第3には、低学年（第1・2学年）では家政・育児・保健の科目は「家政科家事」とし、家事手伝者（したがって主婦養成を含意）として、生徒の日常生活体験に即して未分化的に取扱うこととなっている。

つまり、高等女学校の家政科では、家政科家事と家政科被服で構成され、家事手伝者および主婦養成教育が国家的要請として配慮されているといえよう。

このように、科目の編成や家政科に期待された資質は、戦後家庭科の内実と連続しうる側面がある。高等女学校段階は、戦後6・3・3制においては中学校から高等学校の段階に対応するところとなり、次に述べる青年学校家庭科とも関連するので、あわせて後述することにしたい。

さて、すでに述べたように、青年学校は普通科（2カ年）と本科（3カ年、男子は5カ年）の課程があり、教授及訓練科目の総時間数（210時）のうち、職業科と家事及裁縫科をあわせて普通科は80時間、本科は110時間（両課程とも各年）が配当されている。これらのうち、家事及裁縫科は、普通科60時間、本科90時間を最低時数とし、とくに本科90時間のうち家事的内容は30時、裁縫及手芸的内容は60時が充当され、1対2の割合で定められた。

ところが、1936年の調査によれば、全国青年学校のなかで、家事及裁縫科の時数は100時間以上を課している割合は、普通科で69.2%、本科で85.6%²²⁾を占め、増課教材は家事及裁縫科に充当されていたことが明らかである。

ところで、普通科における家事及裁縫科の要目は、被服・食物・住居・衛生看護・育児・敬老・一家の経済、の7項目（ただし本科では「女子と家事」を加えた8項目）で編成され、それぞれの内容（題目）は次のとおりである（数字は普通科における予定時数を示す）。

- <衣服・133時> 衣類の着方、下着、幼児服、白木綿類の洗濯、大裁単長着、木綿類の全洗、大裁衿長着、帯、木綿類と解洗の補綴、女児服、帽子、大裁衿羽織、人絹類の洗濯、小裁綿入、長着、財布
- <食物・26時> 主なる日常食品、食物の調理と清潔、調理実習
- <住居・5時> 掃除、住居と保健
- <衛生看護・7時> 健康増進、応急手当
- <育児・4時> 子守の仕方
- <敬老・1時>
- <一家の経済・4時> 現金出納帳の附け方

青年学校のこのような要目は、「凡て家庭生活を営むに須要」なる基準で選択され、実施上の注意点として、(1)土地の情況に応じ、季節の関係を考慮し、(2)生徒の体験に基き、(3)実験・実習を重視し、

(4)家庭での実習を徹底するようもとめられた。

さて、青年学校家庭科の内容的検討を深めるために、教科書の構成とその叙述から、家庭科の内実を明確にしておく。

たとえば、1943年に発行された山本キク著『改訂・家庭科教科書』(3版、初版は40年3月)の構成は次のとおりである。

<卷1> 新体制と家庭生活・衣服・食物・住居・育児・経済

<卷2> 衣服・食物・衛生・住居

<卷3> 祭事・衣服・食物・育児・経済

この教科書では、まず第1学年の第1課に「新体制と家庭生活」が位置づけられ、「大東亜建設の新体制は国民各自の心の底から沸き上がらなければならない。それには先ず、『自分さえよければよい』という考を潔く捨てて一筋お国の為を思う心構」を説くところとなり、滅私奉公の観念が貫かれている。たとえば「女子と家事(家庭管理)」(卷3・第32課)の叙述は次のとおりである。

(2) 女子と家庭

これ等の複雑な仕事(衣食住の調達整理・家庭経済・子女の養育・老人孝養・看護・親戚・他家との交際—筆者注記)も、不断の修養、たゆまぬ研究、誠意によって容易に処理し得るのである。私たちの母も祖母も皆これをなし遂げて来た。子女を養育して、国家有用の人となし、被服を調整し、食物を調理し、住居を清潔にして愛する家族に満足を与へ、家計を整へて一家経済の基礎を固め、善美な家風をつくり、一家団らんの楽しき家庭を建設し得ることは、女子にとって真に生きがいのことである。(171ページ)

(3) 家庭と国家

家庭における勤労・節約は國の富となり、家族相互の發揮する孝・友・和・敬愛・同情は國民相互の道徳となり、一家の為に尽くす犠牲的献身的な精神は國民の熱烈な愛國心となる。ここに家庭の中心となるべき女子は、その使命の重大なることを思ひ、國の為、家の為、よく学び、よく修養しよく鍛錬しなければならない。(173ページ)

要するに、ここでは、犠牲的献身的な精神こそが国防国家体制を支えるという精神主義が貫かれてゐるといえよう。

(3) 問題の考察

1940年代の教科課程の改革は、戦時的改革といわれるよう太平洋戦争に向けて、皇国民形成という德育の強化とその自覚を促すことが明確に打ち出された。そのために、女子教育に関しては、とくに家庭科的教科が重視され、家族制度の維持や国防国家体制の確立のために、婦徳の涵養と家庭生活の「合理化」を軸とする教育内容を明示したものであった。

教科の再編成については、従来の家事科と裁縫科を統合し、「家事及裁縫科」「家庭科」「家政科」などに名称を変更し、女子に期待された資質に対応して家庭生活の国家的管理・経営能力の育成を意図したところに統合の根拠があったことに注目しておきたい。また、このような教科の再編成過程で、戦後新設された家庭科と同様の教科名が、青年学校の教科に登場し、教科課程史上ではじめて使用されたことにも注目する必要がある。

1940年代の中等諸学校(高等女学校や青年学校)は、制度的には戦後中学校や、一部は高等学校へ組織がえされたものである。そこで、戦前の統合された家政科及び家庭科と新制中学校及び高等学校家庭科の内容構成の枠組みを検討しておきたい。

まず、教科の科目(要目)編成を示すと次のとおりである。

国民学校 高等科 (1941年)	裁縫科 家事科 <食物 衛生看護 育児 祭事 敬老 家計>
高等女学校 家政科 (1943年)	被服 保健<食物・調理 看護 救急処置> 育児 家政<祭事 敬老 家庭の経済>
青年学校 家庭科 (1939年)	衣服 食物 住居 衛生看護 育児 敬老 一家の経済
高等学校 家庭科 (1949年)	被服 家庭経済 家庭管理 家族 食物 衛生 育児 住居

これらの四つの諸学校の科目（又は要目）編成を比較対照すると、国民学校と高等女学校では、科目編成の基本には、従来の家事科・裁縫科の原型が残されているとみるとみることができる。高等女学校においては、家政科として統合的な教科名を採用しているが、被服を除いた保健・育児・家政は「家政科家事」として扱われていたものであり、基本的には国民学校と同型の二つの科目編成を踏襲しているといってよい。ところが、青年学校家庭科は、家事的内容を細分化し、家庭生活の全般にわたって並列的に列挙したものである。家庭科の主旨である「家庭ヲ立派ニ管理經營スル識見ト能力」は、このような7要目についての「修練」が不可欠とされたことを示しているものとみられる。

このような青年学校家庭科の要目編成は、戦後中学校²³⁾及び高等学校家庭科の内容編成に継承され、表に示したように、衣服→被服、敬老→家族、衛生看護→衛生、一家の経済→家庭経済などのように、要目の形式的名称変化がみとめられるが、その基本的枠組みは同型だといえる。戦後家庭科の成立過程で、日本側家庭科関係者が、戦前の家事・裁縫科教育を継承・存置しようとした意図が、このような科目編成にも如実にあらわれ、家庭科の内容構成・枠組みの観点からは連続性を示しているといえよう。

第2には、家庭科的教科に期待された資質についてである。この点については、前掲拙稿で詳論しているので、ここではその要点のみを記すことにしたい。前述のように、高等女学校家政科や青年学校家庭科は、女子教育の中核的教科として位置づけられ、婦徳の涵養と家庭生活の管理経営能力の養成（家事・裁縫技能の習得）を軸とする良妻賢母イデオロギーを第一義としていた。このような家庭科的教科は、戦後教育改革の過程で示された「女子教育の向上」（『新教育指針』第3分冊、46年11月）においては、廃止する構想が明らかにされ、戦後の女子教育は、個人的社会的責任に対する教育、科学教育、経済教育を重点に改革することが明記された。ところが、その内実は、女子特有の道徳——温かな愛情、犠牲的精神、ゆきとどいた心づかい、強い忍耐力——が期待され、家庭生活における家事・裁縫の合理的・科学的処理という科学教育、あるいは、家庭経済の合理的運営という経済教育に矮小化された。このような女子教育改革に関する文部省の消極的形式的見解は、「國体ノ護持ニ努ムル」（「新日本建設ノ教育方針」45年9月）意識の延長線上にあることを表明したものであり、戦後家庭科の主要理念である「家族関係の民主化」とは不整合を呈し、勤儉節約・忍耐的な徳目、禁止的標語や説話を内実とする道徳的心がけと、高度な裁縫技能の習得を中心とした教育内容にも反映するところとなっている。

以上のように、家庭科的教科に関しては、戦後家庭科の指導理念の不明確さを反映し、その内実は

女子特有の教科として、また家事処理および裁縫技能習得の教科として性格づけられ、このような観点からもまた連続性を呈していることを指摘しておく。

III 過渡期における家庭科的教科

前稿の「家庭科の成立過程研究」において、紙幅の関係上割愛せざるを得なかった事実経過、およびその後入手した新しい資料に基づいて、とくに学習指導要領作成過程における家庭科的教科の改革過程を中心に補足しておく。

1. 教科課程改正委員会の審議過程

戦後の教科課程の改革は、1946年4月に発足した教科課程改正準備委員会（のち46年6月教科課程改正委員会と改称）において検討されている。この準備委員会は、文部省教科書局監修官や視学官等を構成員とし、第1次米国教育使節団報告書（46年3月31日提出）を参照にしつつ、国民学校や中等諸学校の教科課程の研究を推進し、47年3月に発行された『学習指導要領（試案）一般編』の作成を促す役割を果している。準備委員会で協議・検討された内容は以下のとおりである。

第1回（4月17日）準備委員会での検討方針の協議。

第2回（4月19日）国民学校令施行規則第1条および中学校規定第1条の目的規定の検討。教育の新原則の協議。国民学校における教科存廃の協議。

第3回（4月23日）勝田守一監修官提案の「教育目的」案の検討。

第4回（4月26日）前回に同じ。「教育計画の大綱」案（勝田守一提案）の検討。教科課程改正一般委員候補者の人選。

第5回（4月30日）堀川掬（成城学園）、羽仁もと子（自由学園）、熊井基太郎（東京高等師範学校附属中学校）を招き、各学校の教科課程の説明をうける。

第6回（5月1日）教科課程改正一般委員の人選。

第7回（5月4日）小学校教科課程に関する岡現次郎監修官案および松田武夫監修官案の検討。

第8回（5月9日）前回と同じ。

第9回（5月10日）東京第3師範学校附属国民学校の見学。

第10回（5月14日）原種行視学官「ソヴィエト連邦ノ初等・中等学校ノ教科課程」、村上俊亮視学官「北米合衆国ノ教科課程」の報告。

第11回（5月15日）自由学園の見学。

第12回（5月29日）教育の新目的にそって、国民学校の教科課程の修正から着手する方針を決定。

このような検討過程を経て、6月教科課程改正委員会と改称し、教科課程案の作成作業に着手している。ここでは、改正委員会で検討された教科課程案や、参考資料として提出されたアメリカ諸学校の教科課程などを手がかりとして、47年3月の学習指導要領にいたるまでの家庭科的教科の改革過程をあとづけておきたい。

改正委員会で検討された教科課程案およびアメリカの参考資料は次のとおりである。

- (1) 小学校教科課程案<表1参照>
- (2) 小学校教科課程表
- (3) 国民学校教科課程（案）<表2参照>
- (4) 国民学校初等科学科課程案、中学校（6・3・3案による）学科課程案<表3・表4参照>

- (5) 国民学校・中等学校教科課程（試案）<表5参照>
- (6) 新制中学校教科課程案・新制高等学校教科課程案<表6・表7参照>
- (7) 中等学校教科課程表(一)（青少年教育課改革資料）
- (8) アメリカ下級中学校学科課程（ニューヨーク・ロチェスター）
- (9) アメリカ上級中学校（ニュージャージー・エリザベス市）
- (10) アメリカのハイスクールにおける職業科
- (11) 下級中学校実業科要項（案）

この改正委員会で検討された教科課程案では、戦後の教科組織と関連して実業科的教科をふくめた家庭科的教科の変化は、次のとおりである。

表1 から分るよう
に、この改正委員会
では国民学校制度の
教科編成パターンの
検討から着手してい
る。すでに述べたよ
うに国民学校におい
ては、家事・裁縫は、
芸能科に統合されて
いたが、表1では教
科名を家政科と改称
して独立させ、第5
学年から課するよう
に構想されている。
これは47年1月10日
の委員会（表6）ま
で一貫して家政科と
いう名称を探ってい
る。また、時間数に
ついては、初等科は
変化していない（各
学年2時間）が、高
等科においては、各
学年5時間（国民学
校の場合）から3時
間に削減して示して
いる（表1）。つづい
て、同年9月26日付
「国民学校教科課程
（案）」（表2）の段
階では、教科名は家

表1 小学校教科課程案

教 科	初 等 科		高 等 科	
	第5学年	第6学年	第1学年	第2学年
家 政	裁縫(女・2)	裁縫(女・2)	家事 裁縫(女・3)	家事 裁縫(女・3)
実 業 科			農業・工業(3) 商業・水産	農業・工業(3) 商業・水産

<注>・全体の教科編成は、国語科、社会科、算數科、理科、体育科、音楽科、美術科、研究を加えたものである。

・カッコ内の数字は、週時数をあらわす。

表2 国民学校教科課程(案) 9月26日

教 科	備 考
家 政 科	初等科五年以上の女子のみに課す。初等科には裁縫のみ、高等科にはその他の家政を加える。
実 業 科	高等科のみに課する。農・工・商・水産の中、一を課する。

<注>・全体の教科編成は、国語科、公民科、算數科、理科、体育科、音楽科、美術科、研究を加えたものである。

表3 国民学校初等科課程案(6・3・3) 9月27日

教 科 目	課する学年	教 科 書 使用 学 年
家 政 科	5・6	内容は委員会で定める

表4 中学校(6・3・3案による)学科課程案 9月27日

教 科 目	必 須 科 目 と し て 課 す 学 年	選 択 科 目 と し て 課 す 学 年	教 科 書
家 政 科	7・8・9	10・11・12	内容は委員会で定める
実 業 科		7~12 (10~12は学 校にまかせる)	

表5 国民学校・中等学校教科課程(試案) 昭和21年9月27日(金)

	國民学校						下級中学			上級中学			備 考		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
家政	R	R	R	R	R	R	E	E	E	教授内容、委員会ニテ決定					
実業科				(E) (T)	(E) (T)	(E) (T)	E	E	E	学校ニヨリ農工商水ノ一部又ハ 数部ヲ置ク 初級ノ教科書ハ新編纂上級ノ教 科書ハ学校ニ任セル					
備考	一	本表ハ試案ニテ今後ノ討論ノ基礎トスルコト	二	上級ニテモ必須課目ノ教科書ハ国定トスルコト	三	法制、経済、哲学等ハ実施一年ノ情況ニヨリ再考スルコト									

<注>・Rは必修教科(required), Eは選択教科(electrve), Tは教科書を使用すべき教科(textbook)の略号。

政科として統一してはいるが、初等科は裁縫のみを課し、高等科は、その他の家政が課せられ、国民学校のパターンに近い編成をとっている。6・3・3制案による教科課程案(表3・表4・表5)では必修(国民学校5・6学年と下級中学7・8・9学年)と選択(上級中学10・11・12学年)教科の区別を明確にしている。とくに、この9月27日までの検討においては、家政科と実業科を区別した教科組織を踏襲していること、科目であった裁縫と家事の区別を廃止していること、また家政科の内容(教科書の作成)については未定であること、などに注目しておきたい。

その後、翌47年1月10日に至り(表6・表7)、新学制6・3・3制案による課程案を示している。この課程案によると、中学校では実業科の1科目に組織し、農業科、商業科、水産科、家庭科のいずれかを選択履修する科目として編成替えしている。また高等学校においても中学校と同様に、実業科(選択)に編成しており、このような教科組織は47年3月20日に発行された最初の学習指導要領に近い教科の編成を示していることがわかる。

また、この教科課程改正委員会では、このような教科課程案の検討と同時に、その立案の基礎としてアメリカ諸学校の教科課程を参考資料としてとりあげている。たとえば、家庭科的教科、実業科的教科に関するものでは、「アメリカ下級中学校学科課程(ニューヨーク・ロチェスター)」「アメリカ上級中学校(ニュージャージー州立エリザベス市)」や「アメリカのハイスクールにおける職業科」などの教科課程についても検討している。とくに後者の資料「アメリカのハイスクールにおける職

表6 新制中学校教科課程案 1947年1月10日

教科 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	備 考
実業科				
農業科				
工業科	4-(8)	4-(8)	4-(8)	
商業科				
水産科				
家庭科				
計	30	30	30	

表7 新制高等学校教科課程案

1947年1月10日

	教 科	1学年	2学年	3学年
必修	国語科	5	5	5
	社会科	5		
	体育科	3	3	3
選択	実業科	10	15	15

業科」には、「46年11月9日付、文部省文書課増田事務官」と記され、「1. ジュニア・ハイにおける職業科、2. シニア・ハイにおける職業科」とアメリカの職業科について要約紹介したあと、この「実情および提案に照し、本邦における職業科の設置・運営に関しては次の如き私案を考へる」とし、以下のような職業科（必修）の線が一文部事務官によって提案されている。

- (1) 下級中学校に従来の実業科の分科性を超えた「職業科」を必修科として設け、職業及び職業選択に関する一般的知識と主要職業に関する基礎的体験を与へる。第9学年では、別に、地域の実況に応じ、農工商等の実業的初步教育を授けるため、随意科として数時間を作設してもよい。
- (2) 上級中学校には、同じ「職業科」の名称を以て随意科として設け、農工商等の実業教育を授ける。

	下 級 中 学 校	上 級 中 学 校
職業科	7～9・必修 職業は職業選定に関する一般的知識と主要職業に関する基礎的体験 9・随意 農・工・商等の実業的初步教育	10～12・随意 農・工・商等の実業教育

また、同年同月付（秘）で「下級中学実業科要項（案）」として、次のような構想を明らかにしている。

下級中学実業科要項（案）

21年11月9日教科書局（秘）

- (1) 実業科は農業科、工業科、商業科、水産科の四科目とし、それぞれ七・八・九の三箇年にわたること。
- (2) 職業教育を目的とするも、科学教育、労作教育を内容とする点、国民の実際生活を理解する点において一般性をもつこと、各科の内部における進路指導は当然おこなわれること。
- (3) 各学校は土地の情況により一科または数科を設け、教科を設けた場合、生徒はその一科を選択することを原則とすること。
- (4) 実業科の授業時数は毎週三～五とすること。実習は時間外にわたるも差支えないこと。
- (5) 上級実業中学の実業科は原則として下級中学の実業を基礎とする場合、下級において該当実業科目を修めなかった者については別途考慮すること。

附 制度化する場合は、職業尊重の意味を十分に表現されたいこと。

この二つの資料は、直接家庭科的教科については言及していないが、戦後中学校職業科の立案過程における構想をよみとることができる。すなわち、この1946年11月9日の時点では、①C・I・Eの指導助言をうけて、アメリカ諸学校の教科課程を参考資料としたこと、②職業科、実業科のいずれの教科名を採用するかについては確定していないが、戦前の実業科の分化性を統一する職業科案が示されていること、③しかもこのような教科案では、職業教育、労作教育と同時に、職業指導（資料においては「職業選択」や「進路指導」と表現している）をその内容としていること、④家政科を含んでいないこと、などが指摘できる。このような職業科案の構想は、④を除くとほぼ新制中学校の職業科と類似した性格になっている。

もっともこれと併行して学習指導要領の作成作業が進行していたが、戦前の家庭科的教科と実業科的教科の作成作業は独立してすすめられ、家庭科的教科を実業科的教科に編成する構想は表面化していない。実際に表面化してくるのは前述のように、1947年1月10日に示された教科課程案（前掲表6）においてであり、実業科家庭として実業科の1科目に編成された構想が示された時点においてである。

ところが、47年3月に発表された『学習指導要領（試案）一般編』では、中学校は実業科から職業科に名称を変更している。この名称変更は、1月10日以降1月29日までの間に内定された。²⁴⁾したが

って、その後に開かれた教育刷新委員会第2特別委員会の答申や、職業教育並職業指導委員会での検討²⁵⁾を経て、職業科が正式決定されることになる。1月10日以降の約2カ月は、実業科から職業科への名称変更と、職業科の目的・性格についての審議期間とみてよい。

このような経過から、家庭科を実業科的教科に包摂する考えが明確になったのは、47年1月10日の教科課程案であることがわかる。教科課程改正委員会における改訂作業から、『学習指導要領(試案)一般編』までの家庭科的教科についての変遷過程をまとめると、表8のとおりである。

表8 家庭科的教科の変遷過程

年月日	教科名	小学校		中学校			高等学校			備考
		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	
1946年 9月26日	家政科 実業科	◎2 ○	◎2 ○	◎3 ○	◎3 ○	◎3 ○	○	○	○	・家政科は女子のみ
1947年 1月10日	家庭科 実業科 〔農業・工業・商業・水産・家庭〕	◎ ○4-8	◎ ○4-8	○4-8 ○4-8	○4-8 ○10	○10 ○15	○15 ○15	○15 ○15	○15 ○15	・いずれかを選択
1947年* 1月29日	家庭科 職業科									
1947年 3月20日	家庭科 職業科 〔農業・工業・商業・水産・家庭〕	◎3 ○4	◎3 ○4	◎4 ○4	◎4 ○10	○10 ○10	○10 ○14	○10 ○14	○10 ○14	・小学校は男女共学 ・中学校は一部男女共学 ・5科目のうちいずれかを選択。但し、10・11・12年は実業科**

<注> • ◎印は必修、○印は選択

• 数字は週時数

* 前掲「新教科体系の骨子」による。週時数は記載されていない。

**文部省『新制高等学校教科課程の解説』(1949年4月)による。

2. 教育内容の編成過程

文部省の教科課程改革における緊急の課題は、いうまでもなく教科書の改訂であった。1946年度に使用する教科書は、とりあえず従来の教科書の削除・補充による暫定版を発行することを指示した。家庭科に関する暫定教科書としては、「初等科裁縫上・中・下」「高等科裁縫上・下」「高等科家事上・下」「中等家事1・2」「中等被服1・2・3」「中等育児・保健1」(以上国定教科書)、および「家政全」「中等育児・保健2」「中等被服4」「青年家庭1・2・3」(以上検定教科書)などがG・H・Qにより許可され、発行・供給の指示が通達された²⁶⁾。

一方、前述の教科課程案の検討作業と併行して、文部省教科書局では各教科の学習指導要領作成と47年度の新学制に間にあわせる予定で、教科書作成の準備が同時に進行していた。家庭科の学習指導要領は、46年9月から着手され、その草案がC・I・Eに届けられたのは同年12月末であり、47年5月に『学習指導要領(試案)家庭科編』として発表された。

ところで、教科書作成に関しては、教科書局では教科書や教材に関する調査研究を目的とする調査

課を新設（46年3月）し、47年度用の「本格的ナ教科書編纂ニ備ヘタルタメ」²⁷⁾に、全国の師範学校附属国民学校教員に対して、教科書の有無、教材配列の良悪、不適切な教材の有無、削減する部分、などを内容とする調査を実施し、当該教科教員の見解を求める次のような8項目の質問事項を掲げている。

- (1) 教科科目の性質上、教科書の不必要的教科。その種類・学年及びその理由について。
- (2) 国民生活の上からみて、学習不用の教材、あるいは加えたい教材の有無。その科目・学年及びその理由について。
- (3) 児童の学習能力からみて、指導上無理な教材の有無。その経験の実情について。
- (4) 内容事項の配列、叙述の順序、文章の表現についての意見。
- (5) 児童の自発的・積極的態度の養成を困難にしている教科目と具体的な内容、およびその解決方法についての意見。
- (6) 従来の教科書における教材量の多少について——削除する内容、つけ加える内容について——。
- (7) 従来の教師用書についての意見。
- (8) 児童用書についてとその他の意見。

これらの質問事項からうかがえるように、教科書作成の方向としては、まず従来の国民学校の教科書を基礎にして、その内容的側面と方法的側面から改善事項を摘出しようとしていること、また、教員自身に改善事項の指摘を要請するところとなっている。これは、第1次米国教育使節団報告書（46年3月）に勧告されている教科課程の編成原理——中央官庁と教師との協力活動——に依拠して実施されたものであり、教科書作成過程における教師による教育内容の自主的編成の原理を表明したものといってよい。

このような調査に対して、師範学校附属国民学校家事科教員から回答された意見と要旨は、およそ次のとおりである。²⁸⁾

A 削除すべき内容

- (1) 終戦後其の必要性を失ったもの
「家庭防空に対する心構え」「我が家の家と女子」「皇国の経済と一家の経済」「炊き出し」「祭事」
- (2) 児童の生活に即さないため、その必要性を認めないもの
「家庭防空に対する心構へ」「郷土の住宅の改善」
- (3) 一部修正を要する内容
「非常時の食物」「東亜の国民食」「伸びゆくお国の力」「黒炭と白炭の実習」「石炭と石炭のかまど」

B 加ふべき内容

- (1) 食品及調理に関する内容
「粉食による食物の合理化」「未利用資源の活用化に関する内容」「食品の全量利用法」「食品の加工に関する内容（豆腐の作り方、水飴の作り方、かうじ）」「食品の貯蔵に関する内容（漬物の仕方、乾燥野菜の作り方）」「食品の成分表」「郷土食の合理的調理法」「調味料」「節食米」
- (2) 器械化された家庭用品の取扱い
- (3) 保健と栄養についての内容
「食物の栄養素」「保健食と栄養素」「統計資料」
- (4) 科学的な考察教材
- (5) 衛生に関する教材
- (6) 基礎的能力を養ふために必要な科学的解明図を加へたい
- (7) 婦人の教養に関する内容
「選挙の重要性と婦人の自覚」「女子特有の趣味的教養」「日本婦人道徳の昂揚」「主婦の地位」
- (8) 其の他の加ふべき内容
「年中行事の復活」「物に対する尊重と節約観念の昂揚」「一家の経済の立て直し」「生産に関する内容」

C 内容に関する改善意見並びに希望意見

- (1) 実習・実地の体験を重視
- (2) 題目がたくるしい。

D 教師用教科書に対する意見

- (1) 家事科は初等科より課す。
- (2) 季節別・気象的別に教材を配列する。
- (3) 家事・裁縫科を芸能科より分離し、家政科として一科をつくる。
- (4) 家事科は実習を中心とする。

E 児童用教科書に対する意見

- (1) 文章・内容は平易にする。
- (2) 科学的実験的な図表・写真を多くとりいれる。
- (3) 禁止的表現「ねばなりません」は避ける。

このような調査結果によると、現場教師が新しい家庭科に何を期待し、どのように構想していたかの一端をよみとることができる。

第1に、教科組織については、芸能科に統合されていた家事科・裁縫科を独立させて家政科とし、初等科から課することを指摘している。すでに明らかにしたように、統合化的教科は、名称の上からは高等女学校や青年学校では実現していた。しかしながら、当時文部省教科書局第二編集課で家庭科の教科を担当していた重松伊八郎によると、戦後家庭科をひとつの教科とする構想は、C·I·E の女子教育係担当官の提案によるものと記録されている。²⁹⁾ 教科の名称のうえからは、日本の現場教師——したがつてその代弁者である日本側家庭科関係者——と C·I·E の見解は一致するが、教育内容・性格規定を内実とする家庭科觀はするどく対立していた。この両者の異質的家庭科觀が戦後家庭科の成立を難産させる直接的な要因となったことは、前稿で指摘したとおりである。第2に、教育内容については、国民学校に独自な国防国家体制を維持強化するための教材であつた祭事・敬老・家庭防空に関する内容の削除を要望し、食糧不足の深刻な食生活の打開策として、食品の有効な調理法・貯蔵加工法などの当面の課題解決のための内容と、さらには、婦人の地位や教養を高める内容を要望している。したがって前者については、教育方法としての実験・実習を媒介とする技能の習得を重視するところとなる。しかし後者については、新日本建設の民主主義的課題に対応し、人権意識を極端に抑圧し無視してきた戦前の女子教育イデオロギーの「否定」を示唆するところとなっている。第3には、題目や文章表現を平易にすること、禁止的表現を避けること、などのように教科書に表現された叙述について、その改善を指摘している。

このように、家事科教師による新しい家庭科的教科への期待と要望は評価できるものであるが、同時に「年中行事の復活」「節約觀念の昂揚」「女子特有の趣味的教養」「日本婦人道徳の昂揚」などのように家事科の内実を継承する側面も内包していた。このような側面は、文部省関係者の次のような対応によって、より鮮明になっている。すなわち、文部省は家事科教師たちが削除を切望した祭事・敬老・家庭防空に関する内容について、「日本の良俗を教へ正しい國家觀の上に立つ」教材であり、「家庭内で実践すべき事柄」である。したがってこのような教材は、「学習の最初から載せると、とかく家事に対する興味を失い易ひ憂もあるので教材の排列を考慮しなければならない」(傍点は引用者)と解説をつけ加えている。これは、教師たちが消極的ではあるが、国民学校における国家主義的教育内容を改革しようとする姿勢に対して、文部省は単に「教材の排列」を配慮することのみによって解決しようとする姿勢である。文部省見解のこのような退行姿勢は、女子教育改革の唯一の構想として示された「女子教育の向上」(『新教育指針』第3分冊、46年11月)にみられる女子教育觀と一致していることがみとめられる。もっとも女子教育改革過程におけるこのような二面性は、「國体ノ護持ニ努ムル」(『新日本建設ノ教育方針』45年9月)とともに、「平和國家ノ建設」を意図する日本支配者層のイデオロギーが如実に表明されたものであった。

以上のように、1946年の教科課程改正委員会と教科書局の審議を経て、47年、『學習指導要領（試案）家庭科編』（5月30日発行）と文部省著作の家庭科教科書（5月から7月）が発行されたものである。

なお、47年以後の新設家庭科についての推進過程、教育実践、およびその問題点については別の機会に詳論しているので、³⁰⁾あわせて参照していただければ幸である。

（1977年4月25日受理）

＜註＞

- 1) 『年報・家庭科教育研究・第2集』、大学家庭科教育研究会、1974年1月。
- 2) 日本放送協会編『文部省・国民学校教則案説明要領及解説』10ページ、1940年11月。
- 3) 同前 10ページ。
- 4) 同前 8ページ。
- 5) 文部省普通学務局編『国民学校制度ニ関スル解説』8ページ、1942年。
- 6) 註2)に同じ、8~10ページ。
- 7) 同前 18ページ。
- 8) 日本放送協会編『文部省・新制中等学校教授要目取扱解説』2ページ、1944年。
- 9) 同前 1ページ。
- 10) 同前 85ページ。
- 11) 同前 84~85ページ。
- 12) 同前 85ページ。
- 13) 山口啓市『青年学校経営』12~13ページ、1937年、明文堂。なお、著者は文部省社会教育官として35~37年、全国各地の青年学校を視察し、講演している。
- 14) 「青年学校教授及訓練要目の実施について」31ページ、『近代日本教育制度史料』第4巻。
- 15) 山口啓市、前掲書、265ページ。
- 16) 同前 267ページ。
- 17) 同前 268ページ。
- 18) 前掲『文部省・国民学校教則案説明要領及解説』79ページ。
- 19) 同前 90ページ。
- 20) 同前 91ページ。
- 21) 前掲『文部省・新制中等学校教授要目取扱解説』87ページ。
- 22) 山口啓市、前掲書、279ページ。
- 23) 「學習指導要領（試案）家庭科編」では、小・中学校においては、項目については明確に示していないが、「家族関係・衣・食・住・看護・育児・家計」でまとまりをつけたとしている（重松伊八郎「家庭科教科書について」『文部時報』1948年3月、847号）。高等学校家庭科とほぼ同様である。
- 24) 「新教科体系の骨子—一部来学期より実施—」（『時事通信』No.16、1949年1月29日付）によれば、「文部省は、6・3・3学制の新学期からの実施に差支えないよう、かねてから多数の実際教育家の援助を得て教育内容の研究をする一方、これに伴う教科課程の計画について、協議をつづけていたが、最近一応の目安をえた」とし、実業教育については、「下級中学校では、生徒が将来もっとも適した職業に従事できるように、従来の実業科を職業科に改め、職業の選び方の指導と実際教育を行う。上級中学校でもさらにつれてこれを徹底化して専門的な教育を行って、実習を中心いて教科目を編成する」と掲載している。つまり、職業科への改名とその性格づけを内定しているものである。
- 25) 清原道寿「中学校の産業教育」261~3ページ、岡津守彦編『教育課程・各論』（戦後日本の教育改革・第7巻）東京大学出版会、1969年。
- また、当時教科書局図書監修官であった長谷川淳氏は、「どうしてこの教科（実業科一筆者注）がおかれ、職業科という教科名が付せられるようになったかは明らかでない」と指摘し、実業科のほかに、「作業科、生活科、実務科という名称が提案」されていたことを記述されている。しかし、長谷川氏においても、教育刷新委員会や職業教育並職業指導委員会での審議が有力に反映したことを見られており（長谷川淳「戦後日本の技術教育史（I）」6~7ページ、技術教育研究会編『技術教育研究』創刊号、72年1月）。
- 26) 文部大臣官房文書課『戦後教育事務処理提要・第2集』674ページ、46年4月。
- 27) 有光次郎（教科書局長）「新シイ教科書ニツイテ」、46年4月22日ラジオ放送分の記録（タイプ印刷）。
- 28) 「昭和21年6月、教科書に関する調査資料・従来の国民学校家事教科書について——国民学校教員の経験

及び意見の調査——教科書局調査課」。

29) 重松伊八郎「国民学校から六・三制へ」、『家庭科教育』56年4月号。

30) 拙稿「家庭科の成立過程研究」、前掲書。